

地籍調査及び統計調査等の推進等に関する提言

地籍調査及び統計調査等について、計画的・効率的な事業の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地籍調査事業を円滑に推進するため、調査完了地区における再調査など、国庫補助負担制度を見直すとともに、十分な財政措置を講じること。

また、地籍調査における境界確認の効率化を図るための方策について、検討すること。

2. 各種統計調査については、調査を円滑に実施するため、受託事務に支障が生じることのないよう、必要な財政措置を講じること。

3. 基幹統計調査については、調査業務を国直轄調査の方法へ拡大・移行するとともに、統計調査の民間委託を推進することにより、都市自治体の負担軽減を図ること。

また、地域の実情に応じた効率的な国勢調査を行うため、共同住宅の調査については、管理者が実施できるよう法令等を改正するとともに、調査員、指導員及び市町村の意見を反映した事務の効率化を図ること。